通所介護,介護予防型デイサービス,短時間型デイサービス デイサービス せーの 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社せーのが開設するデイサービス せーの(以下「事業所」という。)が 行う指定通所介護,指定介護予防型デイサービス,指定短時間型デイサービスの事業(以 下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定 め,事業所の生活相談員,看護職員,機能訓練指導員及び介護職員が,要介護状態もし くは要支援状態にある高齢者又は事業対象者に対し,その有する能力に応じ自立した日 常生活を営むことができるよう,生活機能の維持又は向上を目指し,必要な日常生活上 の世話及び機能訓練を行うことにより,利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の 維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所は、事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を努めるものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及びその他の居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、介護保険法その他の法令、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、 設備及び運営の基準等に関する条例(平成25年1月9日京都市条例第39号)」、「指定 居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37 号)」及び「京都市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」等に定める内容を遵守し、 事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - (1) 名 称 デイサービス せーの
 - (2) 所 在 地 京都市左京区上高野北川原町 1-9 上高野北川原町店舗 (従業者の職種,員数及び職務の内容)
- 第4条 事業所に勤務する従業者の職種,員数及び職務内容は次のとおりとする。
- 1 通所介護,介護予防型デイサービス
 - (1) 管理者 常勤1人(業務に支障のない限り他の職種との兼務を行えるものとする。) 管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業 に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
 - (2) 生活相談員 1人以上 生活相談員は、利用者の生活向上を図るため、利用者からの相談に応じるとともに、

必要な助言, その他の援助等を行う。

- (3) 介護職員 3人以上(サービス提供時間を通じて毎日常時3名以上配置する。) 介護職員は、利用者の必要な支援を行う。
 - ※ 生活相談員又は介護職員のうち1人以上を常勤とする。
- (4) 看護職員 1人以上(毎日1人以上配置する。) 看護職員は、利用者の健康管理業務等を行う。
- (5) 機能訓練指導員 1人以上 機能訓練指導員は、機能の減退を防止するための訓練指導及び助言を行う。

2 短時間型デイサービス

(1) 管理者 常勤1人(業務に支障のない限り他の職種との兼務を行えるものとする。) (1の管理者が兼務:介護職員)

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業 に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) 相談員 1人以上
 - 相談員は、利用者の生活向上を図るため、利用者からの相談に応じるとともに、必要な助言、その他の援助等を行う。
- (3) 介護職員 3人以上(サービス提供時間を通じて毎日常時3名以上配置する。) 介護職員は、利用者に対して必要な支援を行う。
 - ※ 相談員又は介護職員のうち1人以上を常勤とする。
- (4) 看護職員 1人以上

看護職員は,利用者の健康管理業務等を行う。

(5) 機能訓練指導員 1人以上 機能訓練指導員は,機能の減退を防止するための訓練指導及び助言を行う。

(営業日及び営業時間等)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。
- (1) 営業日 月曜日から金曜日までの祝日を含む。ただし、12月30日から1月3日までは休日とする。
- (2) 営業時間 8時30分から17時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 1単位目 9時20分から12時20分までとする。 2単位目 13時30分から16時30分までとする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、次のとおりとする。

- 通所介護,介護予防型デイサービス
 25人(1単位目25人)
- 2 短時間型デイサービス

25人(1単位目25人 2単位目25人)

(事業の内容及び利用料等)

- 第7条 事業の内容は次に掲げるもののうち必要と認められるサービスとし、事業を提供 した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準もしくは京都市長が定める額によ るものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の 支払いを受けるものとする。
 - (1) 送迎
 - (2) 健康状態チェック
 - (3) 日常生活動作の機能訓練
 - (4) アクティビティ
- 2 第8条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた所から公共交通機関を利用した実費を徴収する。 なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。
 - (1) 事業の実施地域を越えてから、片道1キロ未満 500円
 - (2) 事業の実施地域を越えてから、片道1キロ以上 1000円
- 3 おむつ代は、紙パンツ150円、パット50円を徴収する。
- 4 日常生活において通常必要となる費用であり、利用者が負担すべきと考え、費用及び 行事等利用者の希望によるアクティビティに参加する場合の費用は毎回200円を徴 収する。
- 5 講師などの慰問の行事や、材料代が発生するイベントには、別途500円~2,50 0円の実費を徴収する。
- 6 買い物(アクティビティ)で食材購入する場合、保冷バックと保冷剤を購入される場合、保冷バック500円、保冷剤100円を徴収する。
- 7 お茶以外のコーヒーやジュースなどの飲料費、一杯100円
- 8 お持ち帰りのお弁当、ヘルシー弁当550円、デラックス弁当650円
- 9 正当な理由がなく事業で提供するサービスをキャンセルした場合は、持ち帰り弁当を 申込者に限り、弁当の金額に応じてキャンセル料を徴収する。
- 10 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をしたうえで、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- 11 前項の利用者等の支払いを受けたときは、その内容を記載した領収書を交付する。
- 12 事業所は、正当な理由なくサービス提供を拒まない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、

左京区(北:鞍馬・岩上地蔵尊、北東:大原・国道 367 号と府道 40 号の交差点、南東:丸 太町通り、南西:川端丸太町),

北区(北:十三石橋、南:烏丸今出川、南西:烏丸今出川~烏丸北大路~堀川北大路~御園橋西詰~加茂街道志久呂橋),

上京区(南:今出川通り、西:烏丸通り)

以上の区域とする (別紙地図参照)。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

- 第9条 当事業所の利用に当たっての留意事項は次のとおりとする。
 - (1) サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示する。
 - (2) 事業所内の設備や器具は本来の用法に従って利用し、これに反した利用により破損等が生じた場合は、必要に応じて修理費用等の実費弁償を行う。
 - (3) 決められた場所以外での喫煙は行わない。
 - (4) 他の利用者の迷惑になる行為は行わない。
 - (5) 金銭等の管理は各自で行う。
 - (6) 事業所での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動は行わない。

(緊急時等における対応方法)

- 第10条 従業者は、サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他 緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連 絡する等、必要な措置を講じるものとする。
- 2 サービスの提供により事故が発生した場合は、京都市、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者又は地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、事故の状況や事故に際して採った処置について、記録するとともに、事故 発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- 4 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

- 第11条 サービスの提供に係る利用者やその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応する ために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供したサービスに関し、国又は地方公共団体が行う調査に協力するとと もに、国又は地方公共団体から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従っ て必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(非常災害対策)

第12条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を 作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上定期的に 避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(個人情報の保護)

- 第13条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する 法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取 扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切に取り扱うものとする。
- 2 事業所が取り扱う利用者及び家族等の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族等の個人情報を用いる場合は当該家族等の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

(衛生管理等)

- 第14条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じると ともに、必要に応じ医療衛生企画課の助言、指導を求めるものとする。
 - (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(虐待の防止)

- 第15条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を 講じるものとする。
 - (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者 を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、 市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護 の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計 画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講 じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び 訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更 を行うものとする。

(身体拘束)

第17条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営についての留意事項)

- 第18条 事業所は、従業者に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るため研修 (外部における研修を含む。)を実施する。なお、研修の機会を次のとおり設けるものと し、また、業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後3か月以内
 - (2) 継続研修 年6回以上
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、 従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契 約の内容に含むものとする。
- 4 事業所は、事業に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか,運営に関する重要な事項は、株式会社せーのと事業所 の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和7年 1月 11日から施行する。